

③ 第二課においては、前条に掲げる委員会の所管に属する法制に関する事務のうち厚生行政に係るものをつかさどる。

第十四条 特別委員会の所管に属する法制に関する事務については、

事案の内容に応じ、最も密接な関係を有する部課の所掌とする。

第十五条 法制局長は特に必要があると認めるときは、臨時に各部

課の所掌事務につき他の部課をして助けしめることができる。

第十六条 部又は課に、特に必要がある場合には、主幹を置くことができる。

② 主幹は、上司の命を受け、所属する部又は課の所掌事務のうち

特定事項に関する事務をつかさどる。

第十七条 法制主幹の下に法制例規室を置く。

② 法制例規室においては、法制に関する立案に係る例規の調査及び研究に関する事務並びに法制主幹から特に命ぜられた事項に関する事務をつかさどる。

③ 法制例規室に室長を置く。

④ 室長は、上司の命を受け、室務を掌理する。

第十八条 衆議院法制局に、特に重要な法制に関する事項を調査させることのため必要がある場合には、客員調査員を置くことができる。

② 客員調査員は、学識経験のある者のうちから、法制局長が委嘱する。

③ 客員調査員は、非常勤とする。

附 則

この規程は、昭和二十三年七月九日から、これを実施する。

附 則（令和二年三月三十一日）

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

○衆議院法制局職員の定員に関する件

（平成十三年三月十五日議長決定）

改正

平一六年五月二日

平一七年三月二十九日

平一五年一月八日

平一八年三月三一日

平一五年三月二十六日

平一六年三月二十六日

平一七年三月二十六日

平一八年三月三一日

衆議院法制局職員（法制局長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員、配偶者同行休業をしている職員及び非常勤職員を除く。）の定員は、八十五人とする。

附 則

本件は、平成十三年三月十五日から施行する。

附 則（令和二年三月二十六日）

本件は、令和二年四月一日から施行する。